

「(慶長5年) 8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」について

白 峰 旬

【要 旨】

本稿で検討する「(慶長5年) 8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」は、徳川家康の近習出頭人である大久保長安が、木曾義利の旧家臣である山村良勝・千村良重に対して出した書状である。この書状は、34ヶ条の一つ書きからなる長文の内容であり、慶長5年8月下旬における家康による信濃国に対する計略の指示内容が具体的に示されている点で重要であるので、本稿では、その記載内容を具体的に検討・考察する。

【キーワード】

徳川家康、徳川秀忠、大久保長安、山村良勝、千村良重

はじめに

『信濃史料』第18巻⁽¹⁾には、「(慶長5年) 8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」が収載されている。この書状は、同日付で徳川家康が山村良勝・千村良重宛に出した書状の副状として出されたものであり、34ヶ条の一つ書きからなる長文の内容である。

この同日付の家康書状写を以下に提示する⁽²⁾。

其許弥堅固申付候由、尤肝要二候、此度之忠儀^(ママ)(義カ) 感悦候、然者、為加勢遠山久兵衛・
小笠原鞞貞^(ママ)(負カ)・今泉五介差遣候条、可相談候、委細大久保十兵衛可申候也、
八月廿一日 家康様御書判

山村甚兵衛とのへ

千村平右衛門とのへ

この内容としては、山村良勝と千村良重が木曾谷をいよいよ堅固に申し付けることが肝要である、としたうえで、家康に味方したことを忠義である、として、感悦の意を表している。そして、遠山友政、小笠原長巨、今泉五介を加勢として遣わすので相談するように命じている。詳しくは、大久保長安から申し述べる(つまり、大久保長安が副状を出す)、としている。

なお、この家康書状写において、加勢として遣わすとしている遠山友政、小笠原長巨、今泉五介のうち、遠山友政と小笠原長巨のことは同日付の山村良勝・千村良重宛大久保長安書状に記さ

れているが、今泉五介のことについては記されていない。

大久保長安は徳川家康によって抜擢された近習出頭人であり、慶長5年(1600)8月下旬における家康による信濃国に対する計略の指示内容が具体的に示されている点で重要である。大久保長安については、「慶長5年(1600)の関ヶ原の戦では小荷駄奉行を勤め、また徳川秀忠軍の先導として、木曾谷・東美濃の制圧にも卓越した軍略手腕を発揮した」⁽³⁾と評価されている。

よって、本稿では「(慶長5年)8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」の内容の重要性を考慮して、その内容検討をおこないたい。

なお、本稿では紙幅の関係から引用は避けるが、関ヶ原の戦いと木曾の関係については、『中津川市史』中巻I⁽⁴⁾の第5編第1章第1節3「木曾谷の平定」、同編同章第3節3「山村家」、『山口村誌』上巻⁽⁵⁾の第4章第1節「関ヶ原の戦いと木曾」を参照されたい⁽⁶⁾。

1. 「(慶長5年)8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」の内容紹介

まず、「(慶長5年)8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」について、前掲『信濃史料』第18巻から以下に全文を引用し⁽⁷⁾、原文引用のあとに、筆者(白峰)による現代語訳を記した。なお、各条項が何条目にあたるのかを明示するため、便宜上、各条項に①～⑭の数字を付けた。また、内容的な説明をおこなう必要上、下線 a～z を付けた。

【原文】

- 其許様子、十六日之御状、昨廿日ニ高井土^(ママ)(戸カ)ニをひて令披見候、則江戸へ御状共指遣申候、此中十一日之心得其許の様子被為聞度之由、御意候つる間、御中間衆飛力被越申候つる事
- ① a 上方石治少・大刑・石備書状、御才覚にて御取被成候、則状江戸へ致進上候、定而可為御大慶候事
- ② 我ら者廿日の朝迄、江戸ニ罷有、遠山久兵衛殿其許へ被遣候しくミいたし候、b 五日中ニ遠久兵、其地へ可有御越候事
- ③ 遠久兵へ金子五両渡しにて越申候、ふかしにて米之調被成、其地之者共かつへ候ハぬやうニ可被成事
- ④ c 会津表之儀、正宗打入、城二三か乗捕^(ママ)(取カ)候故、影^(ママ)(景カ)勝手を失之由申来候事
- ⑤ d 小笠原鞞負、其許かせいとして人数被遣候、にへ川辺ニなり共、又福嶋辺ニなり共、貴所達思召し仕候置^(ママ)(通カ)御申可在候事
- ⑥ e てつほう・玉葉以外^(ママ)(下カ)つけさせ越申候つる、相届申候哉事
- ⑦ 昨廿日、馬場半左、御目見え被申候、我々妻子てうふ二つかまつり、其許へ可参之由被仰出候、如何ニも仕合よく候にて、半左も下総へ参、三・辰致取合、いへのこ辺ニ各妻子有付候て、其許可参候由御座候事
- ⑧ f 半左へもてつほう以下被成御渡候事
- ⑨ 貴所達より為書状半途より半左へ早飛力にて越申候間、可御心安事
- ⑩ g 道幽^(ママ)(勇カ)、犬山ニいまた御逗留之由、きつかい仕候、大手へ御立之衆ニも御朱印を被遣候、可御心安事
- ⑪ h 清須の城迄道筋被^(ママ)(無カ)相違相納申候事
- ⑫ i 内府様も来廿四五日時分ニ尾州おもてへ御出馬候事
- ⑬ j 石玄蕃殿しち物家中共々、昨廿日ニ我ら御代官所日野迄参着候事
- ⑭ k 金森法印も其谷御かため候事、御満足之事
- ⑮ l ひかしみのへの手遣、追而可被成之由御座候、遠山勘右衛門殿、三州口を被参候事

- 一⑩m 玉葉何ほとも遣し可申候間、可御心安事
- 一⑪n 近日真田へ御勤(動カ)候、我らも彼地へ罷越候間、重而御用之御飛力ハ聞合、彼地へすくニ可給候、それより御はた本へ可申上候事
- 一⑫o 彼筋へハ中納言様御馬可出候事
- 一⑬p 左京大夫殿被入御念候通、一ツ書を以、内府様へ申上候事
- 一⑭q ふかしへの書状遣し申候間、御心安可在之事
- 一⑮r 松本へも何事も十兵衛次第ニ可被仰付由、御朱印被遣候間、是又可御心安事
- 一⑯s 諏方(訪カ)しち物も、今日此地へ被相着候由申来候、可御心安事
- 一⑰t いな侍従殿しち物、上州高崎へ家中共ニ罷着候、u 侍従殿ハ三州通を清須へ着陣之由申来候事
- 一⑱ 其許忠節被成方々へ書状、急さし越候事
- 一⑲ 今度貴所達へたいし、別心仕候者、何様ニもいけ取、以俄者被仰付、道幽(勇カ)者(与カ)しち物かへニも才覚仕度之事
- 一⑳ 原与左衛門方(よりカ)、(主語の人名脱カ)遠山勘右を頼ミ候て、昨廿日ニ我ら所へ参候間、何事も貴所達と談合可仕候由申候、随(「而」脱カ)者其谷期かため之内ハ馬場半左致談合、とくと相延可申候、其御心得可被成之事
- 一㉑ v 松本ヨリ米入候儀、先以我ら方より渡辺金内殿へ書状こし申候、玄蕃殿おちにて候、石川日向殿より書状調、久兵へ殿御越之時こし可申事
- 一㉒ w 今度信州表へ参陣いたし候、其内自其地相出候飛力さし引のためニ、よこ山口留御仕候人を付置、我らい申所へ参候様之しくミ申候間、可御心安事
- 一㉓ 彼表より其許へ参、万事御談合申、内府様へ自其許尾州へ御遣候奏者之儀も、しくミ可申候之間、可御心安候事
- 一㉔ x 其谷口留之儀、かたく被仰付、上方より通候書状共、おく筋并近ヶ国^(ママ)之者けいさくの書状など可致通路候間、何様ニもかたく御改、御才覚候て被成御取可給事
- 一㉕ y 金代物何ほと入候共、可仰給候、いかほとも可出事候、
- 一㉖ 馬場半左・千助右兩人も当所務の様子申付、其許へ可参之由御座候事
- 一㉗ z 内府様被成 御意候ハ、貴所達を其地へ被遣候て、跡にて定而妻子きつかい可申候由被成御意候、馬半左もか様なる忝候儀、其之段仰候て御帰候事
- 一㉘ 是ハ平右衛門殿へ申候、御しんふ様も其許之様子無御心元可被思召候と存、委書状を以申入候、可御心安事、尚追々可申候、恐々謹言、

八月廿一日

大十兵衛

長安(花押)

山甚兵様

千平右様

御報

【現代語訳】

そちら(=木曾谷〔信濃国〕)の状況(を記した8月)16日付の(山村良勝・千村良重からの)書状は昨日(8月)20日に高井土(戸カ)^(ママ)(武蔵国⁽⁸⁾)において披見した。よって、(家康がいる)江戸へその書状共⁽⁹⁾を遣わした。(その江戸へ遣わした書状の)中で(8月)11日(付の書状に記されていた)注意すべきことや、そちら(=木曾谷)の状況について聞かせてほしい旨の(家康)のお考えであったので、(家康から)御中間衆の飛脚を(そちら〔=木曾谷〕に)遣わした。

一① a 上方(=豊臣公儀方)の石田三成・大谷吉継・石川光吉(尾張国犬山城主)の書状を(山

- 村良勝・千村良重の御才覚により(奪い)取った。よって、(その書状を家康がいる)江戸へ進上した。(このことは)きつと御大慶であろう。
- 一②私(大久保長安)は(8月)20日の朝まで江戸にいて、遠山友政(苗木遠山氏)をそちら(=木曾谷)へ遣わす「しくみ」(準備という意味か?)をしたので、b 5日中には遠山友政はそちら(=木曾谷)へ行く予定である。
- 一③(大久保長安は)遠山友政へ金子5両を渡して行かせた。深志(=松本)にて米(=兵糧米)を準備して、そちら(=木曾谷)の者共が支障がないようにすること(を指示した)。
- 一④c 会津方面のことは、伊達政宗が(上杉景勝の領国へ)攻め込み、(上杉景勝の領国内の)城2~3(箇所)を乗っ取ったので、(上杉)景勝はなすすべがなくなった、ということが(伊達政宗から家康へ)報告された。
- 一⑤d 小笠原長巨^{ながはら}を、そちら(=木曾谷)への加勢として人数(=軍勢)を遣わした。「にへ川」(=信濃国贄川宿^{にえがわ}⁽¹⁰⁾) 辺りでも、或いは、「福嶋」(=信濃国福島宿⁽¹¹⁾) 辺りでも、あなたたち(=山村良勝・千村良重)の思う通りに(小笠原長巨に対して)言うように。
- 一⑥e 鉄炮・玉薬(=火薬)以下を付けさせて(そちら[=木曾谷]へ)送った。(それらはそちら[=木曾谷]に)届いたろうか。
- 一⑦昨日(8月)20日に馬場昌次は(家康に)御目見^{おめみえ}した。我々の妻子がいるところは丈夫にしている。(私[大久保長安]が)そちら(=木曾谷)へ行くべき旨を(家康が)命じた。いかにもなりゆきが良く、馬場昌次も下総(国)へ行き、「三・辰」(=意味不明)の取合せ(=仲介という意味か?)をして、「いへのこ」(=家之子村^{いえのこ}⁽¹²⁾) 辺りに(木曾義利の旧家臣の?)各妻子が落ち着いて、(それから馬場昌次が)そちら(=木曾谷)へ行く予定とのことである。
- 一⑧f 馬場昌次へも鉄炮以下を(家康から)渡した。
- 一⑨あなたたち(=山村良勝・千村良重)からの書状は、道のりの途中から馬場昌次(のところ)へ早飛脚にて来たので、安心するように。
- 一⑩g 山村良候(=山村良勝の父)は(尾張国)犬山城(城主は石川光吉)にまだ逗留している(=拘束されている)とのことで心配している。(犬山城の?)大手へ「御立之衆」(=意味不明。犬山城大手を守備している諸将という意味か?)にも(調略についての家康からの?)朱印状を遣わしたので安心するように。
- 一⑪h 清須城(尾張国)までの道筋(の諸城)は確実に(徳川方が)受け取った。
- 一⑫i 家康も来る(8月)24、25日頃には尾州(=尾張国)方面へ(向けて江戸から)出馬する(予定である)。
- 一⑬j 石川康長(信濃国松本城主)の人質が家中共々、昨(8月)20日に私(大久保長安)の代官所の日野(武蔵国⁽¹³⁾)まで到着した。
- 一⑭k 金森長近(飛騨国高山城主)も、その谷(=木曾谷)を固く守っていることについて(家康は)御満足している。
- 一⑮l (家康が)東美濃への軍勢を遣わすことは、のちにおこなう予定とのことである。遠山利景(美濃国明知城の元城主。明知遠山氏)は(東美濃を攻めるため)三河口に行く(予定である)。
- 一⑯m 玉薬(=火薬)はどれだけでも(山村良勝・千村良重に)遣わすので安心するように。
- 一⑰n 近日、真田(昌幸の上田城)へ(討伐するために徳川秀忠が)出陣する。私(大久保長安)も(秀忠に従って)その地(=信濃国上田)へ行くので、重ねて(家康へ)御用の飛脚があれば聞き合わせて、その地(=信濃国上田)へすぐに送ってほしい。それから(大久保長安より家康の)旗本へ申し上げる予定である。

- 一⑱ o その方面（＝上田城方面）には徳川秀忠が出馬の予定である。
- 一⑲ p 浅野幸長（＝この時点で清須城〔尾張国〕に在陣していたか？）から念を入れて、一つ書き（の書状）をもって家康に申し上げた。
- 一⑳ q （大久保長安から）深志（＝松本）への書状（＝松本城主・石川康長への書状）を遣わしたので安心するように。
- 一㉑ r 松本（城主の石川康長）へは何事も大久保長安次第に申し付けるべき旨の（家康の）朱印状を遣わしたので、これまた安心するように。
- 一㉒ s 諏訪（信濃国諏訪高島城主の日根野吉明⁽¹⁴⁾）の人質も、今日（8月21日）、この地（＝武蔵国横山〔宿〕⁽¹⁵⁾）へ着いた旨の報告があったので安心するように。
- 一㉓ t 京極高知（信濃国飯田城主）の人質も、家中共に上野国高崎へ着いた。u 京極高知は三河国を通して清須城（尾張国）へ着陣した旨の報告があった。
- 一㉔ そちら（＝木曾谷）で（家康への）忠節をした方々へ（忠節に感謝する？）書状を急いで出すように。
- 一㉕ この度、あなたたち（＝山村良勝・千村良重）に対して別心をした者については、どのようにしてでも生け捕り、「俄者」（＝意味不明）をもって命じて、（犬山城に拘束されている）山村良候と人質交換するように才覚をしてほしい。
- 一㉖ 原与左衛門より（主語の人名脱カ）遠山利景（美濃国明知城の元城主。明知遠山氏）を頼って、昨日（8月）20日に私（大久保長安）のところへ来たので、何事もあなたたち（＝山村良勝・千村良重）と相談すべき旨を（私〔大久保長安〕は）述べた。したがって、その谷（＝木曾谷）を固く守っているうちは（山村良勝・千村良重は）馬場昌次と相談して、（木曾谷の守備を）十分延ばすようにすべきである。その心得をすべきである。
- 一㉗ v 松本より米（＝兵糧米）が必要であることについて（申し出があったので）、とにかく私（大久保長安）の方より渡辺金内（松本城主・石川康長の家臣）へ書状を出した。石川康長の叔父⁽¹⁶⁾である石川家成より（石川康長宛の）書状を用意して、遠山友政（苗木遠山氏）が（そちら〔＝木曾谷〕に）行った時に（遠山友政が持参して石川康長にその書状を）出す予定である。
- 一㉘ w この度、私〔大久保長安〕は信州方面へ参陣する。そのうち、その地（＝木曾谷）より（私〔大久保長安〕宛に）出した飛脚に指図するために（武蔵国）横山〔宿〕⁽¹⁷⁾に「口留」（＝この場合は、その飛脚を止めて指図する、という意味か？⁽¹⁸⁾）する人を付け置き、私（大久保長安）がいるところへ（その飛脚が）来るように「しくみ」（＝準備という意味か？）をするので安心するように。
- 一㉙ （私〔大久保長安〕が）その方面（＝信濃国上田か？）よりそちら（＝木曾谷）へ行き、万事のことについて相談して、（尾張国へ出陣予定である）家康へそちら（＝木曾谷）より尾州（＝尾張国）へ遣わす（予定の）奏者のことも「しくみ」（準備という意味か？）をするので安心するように。
- 一㉚ x その谷（＝木曾谷）での「口留」（＝人や物資の出入を取り締まること⁽¹⁹⁾）のことは厳しく命じて、上方より来た書状共は、奥筋（＝奥州〔東北地方〕の方面⁽²⁰⁾）と（その）近国の者に対する計策（＝計略）の書状などが通るであろうから、どのようにでも厳しく調べて、御才覚によって（奪い）取るように（指示した）。
- 一㉛ y 金や代物（＝金銭に代わる品物⁽²¹⁾）がどれほど必要であっても言っても欲しい。どれほどでも出すつもりである。
- 一㉜ 馬場昌次と千村重次両人も、この所務（＝年貢の取立て⁽²²⁾）の状況を命じて、そちら（＝木

曾谷)へ行く予定とのことである。

- 一③z家康のお考えとしては、あなたたち(=山村良勝・千村良重)をその地(=木曾谷)へ遣わして、そのあとで、きっと妻子への心配をするつもりである、とのお考えであった。馬場昌次も、このような(ことは)かたじけないことである、と述べて帰った。
- 一③4これは千村良重に対して述べるが、御親父様(=千村家政)もそちら(=木曾谷)の状況を心配していると思うので、(大久保長安から千村家政へ)詳しく書状をもって申し入れたので安心するように。なお、追々(今後も書状をもって)述べる予定である。
(後略)

2. 「(慶長5年)8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」の内容検討

以下、「(慶長5年)8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」の内容について、ポイントとなる諸点を列挙する。

下線aは、石田三成・大谷吉継・石川光吉(尾張国犬山城主)の書状を山村良勝と千村良重が奪取して江戸の家康へ進上したことを「御大慶」として褒めている。この書状は、下線xの記載内容から推測すると、石田三成と大谷吉継から東北地方の諸大名に対して出された調略の密書であった、と考えられる。

下線aにおいて、石田三成と大谷吉継を名指ししていることは、家康の近習出頭人である大久保長安が、8月21日(この書状の日付)の時点で、家康サイドの敵である豊臣公儀の反家康の首謀者(中核的人物)を石田三成と大谷吉継と認識していたことがわかり、その意味で、この記載は非常に重要である。

なお、下線aの「上方石治少・大刑・石備書状」について、前掲『信濃史料』第18巻⁽²³⁾の頭注では「三成ヨリ景勝へノ密書」としているが、この史料の原文(下線a)には、上杉景勝に対する書状とは記されていない⁽²⁴⁾。

下線bは、この書状の日付である8月21日から直近5日以内に遠山友政を木曾谷(信濃国)へ遣わす、としている。これは加勢として遣わす、という意味であろうが、遠山友政(苗木遠山氏⁽²⁵⁾)は元苗木城主であったので、東美濃(=美濃国東部)への侵攻を視野に入れたものであろう。

下線cは、伊達政宗と上杉景勝の動向に関するものであり、伊達政宗が家康側に味方して戦っていることを伝えたものである。

下線dは、小笠原長巨を加勢として木曾谷へ遣わすことを伝えたものである。小笠原長巨の派遣も、上述した遠山友政の派遣と同様に、東美濃への侵攻を視野に入れたものであろう。小笠原長巨は、信濃国松尾城主の小笠原信貴(松尾小笠原氏⁽²⁶⁾)の次男であり、長男(=長巨の兄)の小笠原信嶺^{のぶみね}は徳川家康の関東移封に従い、武蔵国本庄城主(1万石)であった。

下線eは、木曾谷を守備していた山村良勝・千村良重に対する家康からの鉄炮・玉葉(=火薬)の供与であり、これも東美濃への侵攻のためと思われる。家康からの玉葉(=火薬)の供与については、下線mでも述べている。

下線fは、木曾谷へ遣わす馬場昌次にも鉄炮などを家康から渡した、としている。この鉄炮の供与も同様の理由と思われる。

下線gは、山村良勝の父である山村良候が尾張国犬山城主・石川光吉(豊臣公儀方)に人質として拘束されていたことを心配している。後述の第25条では、敵を生け捕り、山村良候と人質交換するように指示している。

下線 h は、8月21日（この書状の日付）の時点で、尾張国清須城までの諸城を家康方が確保して押さえている、としている。このことから、8月21日の時点で、豊臣公儀方の軍勢と対峙する家康方の軍勢の最前線の城は清須城であったことがわかる。

下線 i は、家康が江戸城から出陣する予定日を8月24日、或いは、同月25日頃としているが、実際に家康が江戸城から出陣したのは9月朔日である。下線 i では、家康の出馬の目的地が美濃国方面ではなく尾張国方面としている点に注意したい。その理由としては、この書状が出された8月21日の時点では、福島正則など家康方諸将による岐阜城（美濃国）攻撃（8月23日）がされていなかったため、家康の出馬の目的地として美濃国方面までは視野に入れていなかったであろう⁽²⁷⁾。

下線 j は、石川康長（信濃国松本城主）からの人質が家中共々、8月20日の時点で武蔵国日野（現・東京都日野市）まで到着した、としている。

下線 s に日根野吉明（信濃国諏訪高島城主）からの人質が8月21日（この書状の日付）の時点で武蔵国横山（現・東京都八王子市横山町）へ到着した、としていることや、下線 t に京極高知（信濃国飯田城主）からの人質が家中共に上野国高崎（現・群馬県高崎市）へ到着した、としていることも同様の事例である。このように家康サイドは、8月下旬の時点で、信濃国内の諸大名から人質を徴収したことがわかる。これらの人質護送の最終目的地は江戸であったと思われる。

下線 k からは、8月21日（この書状の日付）の時点で、金森長近（飛騨国高山城主）は出陣して、徳川方として木曾谷を守備していたことがわかる。このことは、8月21日の時点における金森長近の出陣場所が確定できる、という意味で重要である。

下線 l は、家康が木曾谷（信濃国）制圧後、東美濃（＝東濃）への侵攻を予定していたことを明確に示している点で重要である。上述した遠山友政（苗木遠山氏）が元城主であった苗木城（現・岐阜県中津川市）、下線 l に出てくる遠山利景（明知遠山氏）が元城主であった明知城（現・岐阜県恵那市明智町）は、ともに東濃地域に所在する。よって、家康が企図した東濃への侵攻というのは、具体的には、元城主であった遠山友政による苗木城奪還、元城主であった遠山利景による明知城奪還を軸に展開を予定していたことがわかる。

下線 n、o は、信濃国上田城攻め（城主は真田昌幸）のために徳川秀忠が近日、出陣予定である、としている。このように、秀忠の出陣目的（上田城攻め）が明確に記されている点は重要である。そして、上田城攻めに大久保長安も従って参陣する、としている。大久保長安が信濃国方面へ参陣することは、下線 w でも述べられている。

徳川秀忠が信濃国に向けて宇都宮城（下野国）から出陣したのは8月24日である。「(慶長5年)8月23日付真田信幸宛徳川秀忠書状」⁽²⁸⁾では、秀忠が明日24日に「此地」（＝宇都宮）を發して「ちいさ形」（＝信濃国小県郡）へ出陣するので、真田信幸に対して「彼表」へ参陣するように命じている。

「(慶長5年)8月23日付佐久間安政宛徳川秀忠書状」⁽²⁹⁾、「(慶長5年)8月23日付平野長重宛徳川秀忠書状」⁽³⁰⁾には、「信州真田表」の「仕置」のために明日24日に出馬する、と記されている。この点も、秀忠の出陣目的（「信州真田表」の「仕置」）が明確に記されている、という意味で重要である。このことから、俗説で言われているように、秀忠が関ヶ原で家康の軍勢と合流する目的で宇都宮から出陣した、というのは何の根拠もない虚説であることがわかる（そもそも、関ヶ原は当初は戦場として全く想定されていなかった）。

下線 p では、浅野幸長（＝この時点で清須城に在陣していたか？）が一つ書きの書状により家康に報告してきた、としている。このことは、「(慶長5年)8月24日付浅野長政宛徳川家康書状」⁽³¹⁾

に「左京大夫殿、万入御念被仰越候段、難申尽存候」と記されている点と符合する。

下線 q、r、v では、信濃国松本に関して言及している。松本城主の石川康長は、天正13年(1585)に家康のもとを出奔して豊臣秀吉へ仕えた石川数正の嫡男であり、家康サイドとしてもその動向に注意を払っていたと思われる。そのため、①石川康長へは大久保長安の指示に従うように、とする家康の指図を伝えた(下線 r)、②松本城の兵糧米に関する指示を出した(下線 v)、③石川康長の叔父^(マ)である石川家成より石川康長宛の書状を用意した(下線 v)、などの対応をしているのであろう。

下線 u からは、8月21日(この書状の日付)の時点で、京極高知(信濃国飯田城主)が清須城へ着陣していたことがわかる。上述した下線 h の記載内容も考慮すると、清須城は、家康方諸将が集結した最前線の拠点城郭であったことがわかる。

下線 x は、木曾谷の地理的条件から、木曾谷が上方から東北へのルート(北関東から東北へのルートは徳川サイドが押さえていたので使えなかったため)の中継地点(経由地点)として、上方の豊臣公儀から東北地方などの諸大名への書状の往来に使用される、と見ての指示と考えられる。

下線 x において、豊臣公儀(二大老・四奉行)から東北方面へ送られる計略内容の書状を奪取するように、大久保長安が山村良勝・千村良重に対して指示している点は重要である。このことから、豊臣公儀(二大老・四奉行)から東北方面の諸大名(上杉景勝だけではない)に対する調略の書状が信濃国を経由して通ることが、家康サイドに予想されていたことがわかる。

なお、史料の原文(下線 x)では「書状共」というように複数形で記されている点には注意したい。このことから、豊臣公儀から上述した調略の書状が複数出されることを、家康サイドが想定していたことになる。

下線 y は、家康から山村良勝・千村良重に対する資金面での供与を示している。このことは、上述した、家康からの鉄炮・玉葉(=火薬)の供与(下線 e)と同様に東美濃への侵攻も視野に入れてのことと思われる。

下線 z は、木曾谷へ山村良勝・千村良重を遣わしたことが家康の考えであったことを明示している。

おわりに

上述したように、この大久保長安書状には、慶長5年8月下旬の徳川サイドの動向について多くの情報が記されている。その内容の主要な点を時系列に整理したものが表1である。表1を見ると、慶長5年8月下旬の徳川サイドの動向としては、徳川秀忠が信濃国上田城攻めのために宇都宮城から出陣する直前の状況(秀忠の宇都宮城からの出陣は8月24日)、及び、徳川家康が西上するために江戸城から出陣する直前の状況(家康の江戸城からの出陣は9月1日であるが、この大久保長安書状によれば当初の予定日は8月24日、同月25日頃であった)であったことがわかる。

仮に家康の江戸出陣が当初の予定通り、8月24日、同月25日頃であったとすると、秀忠の宇都宮出陣と同日、あるいは、1日遅れ、ということになり、当初は、家康と秀忠の同日(あるいは、家康が1日遅れ)出陣が日程的に組まれていたことがわかり、そのマクロな軍事的意味を今後検討する必要がある。

この大久保長安書状を読むと、徳川秀忠の信濃国上田への出陣を前提として、信濃国内や東美濃方面を家康サイドが攻略していく具体的方途が書かれていることがわかる。このことは、秀

忠の信濃国を經由しての西上に際して、秀忠の進軍ルートを先に空けさせる意味があった。その家康の命を受けたのが木曾義利の旧家臣であった山村良勝と千村良重であった、ということになる。

慶長5年8月21日付、同月23日付、同月24日付の関係文書をまとめたものが表2である。表2を見ると、徳川秀忠は山村良勝・千村良重に対しては書状を出していないことがわかる。よって、山村良勝・千村良重を遣わして木曾谷の平定、東美濃への侵攻を企図したのは家康であり、その命を受けた大久保長安が具体的な役割を担当したのであって、徳川秀忠は関与していなかった、と考えられる。

この大久保長安書状において注目される点は、上述したように、豊臣公儀（二大老・四奉行）から東北方面へ送られる計略内容の書状を奪取するように、大久保長安が山村良勝・千村良重に対して指示していることである（下線 x）。実際に、8月21日（この書状の日付）の時点で、すでに石田三成・大谷吉継・石川光吉（尾張国犬山城主）の書状を山村良勝と千村良重が奪取して江戸の家康へ進上している（下線 a）⁽³³⁾。

この大久保長安書状における、それぞれの一つ書きでは、文末に「可御心安事」と記されたケースが非常に多い（9、10、16、20、21、22、28、29、34の各条項。ただし、第20条は「御心安可在之事」、第29条は「可御心安候事」と記されている⁽³⁴⁾）。これは大久保長安が宛所の山村良勝・千村良重を安心させようと焦っていた証拠ととらえることもできるし、8月21日（この書状の日付）の時点で、それだけ家康サイドが不利だったことの証左ととらえることもできる。

こうした状況から、家康サイドとしては、豊臣公儀方の調略の書状（密書）を奪取して、家康に味方した諸大名が反家康のスタンスに寝返らないようにしようとしたのは当然であった。

この大久保長安書状の内容を、今後は、他の家康サイドの書状内容と比較検討することによって、関ヶ原の戦いに至るまでの家康サイドのマクロな動向について整合的に理解していきたい。

[註]

- (1) 『信濃史料』第18巻（信濃史料刊行会、1962年発行、1970年訂正重刊、468～471頁）。
- (2) 前掲『信濃史料』第18巻（468頁）。中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（日本學術振興会、1959年、602頁）にもこの家康書状写が引用されている。
- (3) 『国史大辞典』2巻（吉川弘文館、1980年、547～548頁、「大久保長安（おおくぼながやす）」の項、この項の執筆は所三男氏）。
- (4) 『中津川市史』中巻Ⅰ（中津川市、1988年）。
- (5) 『山口村誌』上巻（山口村誌編纂委員会、1995年）。
- (6) 前掲『中津川市史』中巻Ⅰ、前掲『山口村誌』上巻は、中津川市／古文書アーカイブ (<https://trc-adeac.trc.co.jp/WJ11C0/WJJS02U/2120605100>) で閲覧できる（最終閲覧日：2019年12月25日）。
- (7) 引用にあたり、旧字体は新字体に改め、異体字は正字に改めた。そして、「より」の合字「𠂔」は「より」に改めた。
- (8) 現・東京都杉並区上高井戸など。高井戸は甲州道中の宿駅である（『日本歴史地名大系』13〈東京都の地名〉、平凡社、2002年、825～826頁、「上高井戸宿・下高井戸宿」の項）。
- (9) 「共」と記されているので、複数の書状を意味する点に注意したい。
- (10) 現・長野県塩尻市。
- (11) 現・長野県木曾町。

- (12) 現・千葉県東金市家之子。
- (13) 現・東京都日野市。
- (14) 諏訪氏については、中世では「諏訪」ではなく「諏方」と書くのが一般的である（大石泰史編『全国国衆ガイド－戦国の“地元の殿様”たち』、星海社、2015年、185頁。以下、サブタイトルは省略する）。
- (15) 現・東京都八王子市横山町。「(慶長5年)8月21日付千村重照宛大久保長安書状写」(前掲『信濃史料』第18巻、476頁)によれば、8月21日の時点で大久保長安は武蔵国横山(宿)にいた。
- (16) 石川家成は石川数正(康長の父)の叔父にあたる人物なので、この記載は正確ではない。
- (17) 前掲註(15)に同じ。
- (18) 本来、「口留(くちどめ)」の意味は、「人や物資の出入を取り締まる」ことである(『日本国語大辞典(第二版)』4巻、小学館、2001年、915頁、「口留番所(くちどめばんしょ)」の項)。
- (19) 前掲註(18)を参照。
- (20) 「奥筋(おくすじ)」の意味は「奥州(東北地方)の方面」である(『日本国語大辞典(第二版)』2巻、小学館、2001年、1064頁)。
- (21) 「代物(しろもの)」の意味は「金銭に代わる品物」である(『日本国語大辞典(第二版)』7巻、小学館、2001年、516頁)。
- (22) 「所務(しょむ)」の意味は「年貢の取立て」である(土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』、岩波書店、1980年、793頁)。
- (23) 前掲『信濃史料』第18巻(469頁)。
- (24) ただし、「寛政重修諸家譜」(山村良勝の項)、「山村家譜」(前掲『信濃史料』第18巻、471、472頁)には、妻籠宿(信濃国)において石田三成から上杉景勝へ遣わした密書を奪い取り大久保長安によって(家康に)進上した、と記されている。
- (25) 遠山氏については、前掲『全国国衆ガイド』(196頁)を参照されたい。遠山氏は岩村(恵那市)を宗家として、苗木(中津川市)、明知(恵那市)、飯羽間(恵那市)、明照(中津川市)、串原(恵那市)、安木(中津川市)の七家に分家した(前掲『全国国衆ガイド』、196頁)。苗木遠山氏の遠山友政は関ヶ原合戦後に苗木城に復帰し、初代苗木藩主になっている(前掲『全国国衆ガイド』、196頁)。
- (26) 松尾小笠原氏については、前掲『全国国衆ガイド』(186頁)を参照されたい。
- (27) ただし、8月23日付で大久保長安が千村重照に対して出した書状(前掲『信濃史料』第18巻、477頁)では、家康は来る(8月)26日に「御手立」のため「濃州・尾州」へ出馬する、としている。
- (28) 「(慶長5年)8月23日付真田信幸宛徳川秀忠書状」(前掲『信濃史料』第18巻、474頁)。
- (29) 「(慶長5年)8月23日付佐久間安政宛徳川秀忠書状写」(前掲『信濃史料』第18巻、474頁)。
- (30) 「(慶長5年)8月23日付平野長重宛徳川秀忠書状写」(前掲『信濃史料』第18巻、475頁)。
- (31) 「(慶長5年)8月24日付浅野長政宛徳川家康書状」(前掲『信濃史料』第18巻、480頁)。
- (32) 前掲註(15)に同じ。
- (33) 家康が豊臣公儀方の密書を披見した事例としては、家康が石田三成の「内状」(「治部少内状」)を9月朔日に神奈川で披見したケースがある(「(慶長5年)9月朔日付福島正則・池田輝政宛徳川家康書状写」、前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、658頁)。「内状(ないじょう)」とは「内密の書状」(新村出編『広辞苑(第七版)』、岩波書店、2018年、2149頁)という意味である。この石田三成の「内状」というのは、石田三成が福島正則など豊

臣系部将に対して出した調略の書状（密書）であった可能性が高い。とすると、石田三成が豊臣公儀において反家康のスタンスの首謀者として策動していたことの証左となる。また、家康方軍勢が敵の飛脚を捕らえた事例としては、石田三成、小西行長などが籠城していた大垣城から毛利秀元に対して後詰を要請した飛脚を生け捕ったケースがある（「(慶長5年) 8月29日付黒河内長三宛保科正光書状写」、拙著『新視点関ヶ原合戦－天下分け目の戦いの通説を覆す』、平凡社、2019年）。

- (34) この大久保長安書状における一つ書きは全部で34ヶ条であり、「可御心安事」（或いは、それに近似した記載）と記されているのは9ヶ条なので、全体の26.5%（小数点第2位を四捨五入した）にあたる。

表1 「(慶長5年) 8月21日付山村良勝・千村良重宛大久保長安書状」(『信濃史料』第18巻、468～471頁)の内容を時系列に整理したもの

【 】内の丸数字は、便宜上付けた各条項の数字を示す。

8月20日の朝 【①の前の文】 【②】	大久保長安は8月20日の朝まで江戸にいた。そして、同日中に高井戸(武蔵国)へ移動した。
8月20日 【①の前の文】	木曾谷(信濃国)の状況を記した8月16日付の書状を8月20日に大久保長安が高井戸(武蔵国)において披見した。
8月20日 【⑦】 【⑧】	馬場昌次が家康に御目見した。馬場昌次は下総国 ^{おめみえ} に行ってから木曾谷(信濃国)へ(加勢として)行く予定。馬場昌次には鉄炮以下を家康が渡した。
8月20日 【⑦】	家康が大久保長安に木曾谷(信濃国)へ行くことを命じた。
8月20日 【⑩】	8月20日の時点で、山村良候(=山村良勝の父)は犬山城(尾張国)にまだ拘束されていた。
8月20日 【⑪】	8月20日の時点で、清須城(尾張国)までの道筋(の諸城)は確実に徳川方が受け取っていた。
8月20日 【⑬】	石川康長(信濃国松本城主)からの人質が家中共々、大久保長安の代官所の日野(武蔵国)まで到着した。
8月20日 【⑳】	原与左衛門より(主語の人名脱カ)が遠山利景を頼って大久保長安のところへ来た。
8月20日から5日以内 【②】 【③】	大久保長安が遠山友政(苗木遠山氏)を木曾谷(信濃国)へ(加勢として)遣わして、遠山友政は8月20日から5日以内に木曾谷へ着く予定。大久保長安は遠山友政に金子5両を渡して行かせた。
8月21日より前 【①の前の文】	山村良勝・千村良重からの8月11日付の書状内容(木曾谷の状況など)について聞くために家康から御中間衆の飛脚を木曾谷(信濃国)に遣わした。
8月21日より前 【①】	石田三成・大谷吉継・石川光吉の書状を山村良勝・千村良重が奪い取り家康がいる江戸へ進上した。
8月21日より前 【④】	伊達政宗が上杉景勝の領国へ攻め込み、上杉景勝の領国内の城2～3箇所を乗っ取ったことを伊達政宗から家康へ報告された。
8月21日より前 【⑤】	大久保長安が小笠原長巨を木曾谷(信濃国)への加勢として遣わした。
8月21日より前 【⑥】	大久保長安が鉄炮・玉薬(=火薬)以下を木曾谷(信濃国)へ送った。
8月21日より前 【⑨】	山村良勝・千村良重よりの書状が、馬場昌次のところへ早飛脚にて来た。
8月21日より前 【⑱】	浅野幸長(=この時点で清須城に在陣していたか?)から念を入れて、一つ書き(の書状)をもって家康に申し上げた。
8月21日 【⑭】	8月21日の時点で、金森長近(飛騨国高山城主)は出陣して、徳川方として木曾谷(信濃国)を守備していた。
8月21日 【⑰】 【⑱】	近日、真田昌幸の上田城(信濃国)へ討伐するために徳川秀忠が出陣する。大久保長安も(秀忠に従って)信濃国上田へ行く。 ※徳川秀忠が信濃国に向けて宇都宮城(下野国)から出陣したのは8月24日である。
8月21日 【㉒】	日根野吉明(信濃国諏訪高島城主)からの人質が横山(武蔵国)へ到着した。

8月21日 【28】	大久保長安が信州方面へ参陣する。
8月21日 【30】	上方（豊臣公儀〔二大老・四奉行〕）から東北方面への計略内容の書状を奪取するように、大久保長安が山村良勝・千村良重に対して指示した。
8月21日カ 【23】	京極高知（信濃国飯田城主）からの人質が家中共に高崎（上野国）へ到着した。
8月21日カ 【23】	京極高知は三河国を通過して清須城（尾張国）へ着陣した旨の報告があった。
8月24、25日頃 【12】	家康が尾張国方面へ向けて江戸から出馬する予定。 ※実際に家康が江戸城（武蔵国）を出陣したのは9月1日である。

表2 慶長5年8月21日付、同月23日付、同月24日付の関係文書（『信濃史料』第18巻）

	月 日	発給者	宛 所	出 典	頁数
A	(慶長5年) 8月21日	徳川家康	山村良勝・千村良重	山村家先祖書	468頁
B	(慶長5年) 8月21日	大久保長安	山村良勝・千村良重	千村文書	468～471頁
C	(慶長5年) 8月23日	徳川秀忠	真田信幸	真田文書	474頁
D	(慶長5年) 8月23日	徳川秀忠	佐久間安政	諸家感状録	474頁
E	(慶長5年) 8月23日	徳川秀忠	平野長重	武家事紀	475頁
F	(慶長5年) 8月23日 (13日カ)	徳川家康 (注1)	山村良勝・千村良重	覚範随筆	475～476頁
G	(慶長5年) 8月21日	大久保長安	千村重照	木曾旧記	476頁
H	(慶長5年) 8月23日	大久保長安	千村重照	木曾旧記	477頁
I	(慶長5年) 8月23日 (13日カ)	徳川家康 (注2)	原図書助・三尾将監・ 千村重照	木曾考	477～478頁
J	(慶長5年) 8月24日 (注3)	徳川家康	浅野長政	浅野家文書	480頁

【凡例】

表2における「月日」は、書状が発給された月日を示す。

表2における「頁数」は、『信濃史料』第18巻における頁数を示す。

※BはAの副状にあたる。

※Gによれば、8月21日の時点で、大久保長安は信州方面へ御用があり、(その途上として)武蔵国横山にいた。

(注1) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻(日本学術振興会、1959年)では、8月13日付(581頁)と8月23日付(610頁)とほぼ同文のものを両方載せている。文末には「委細大久保十兵衛可申候也」と記されているので、このことから大久保長安が江戸を離れる8月20日より前であるはずなので、8月13日付が正しいと考えられる。

(注2) 文末には「委細大久保十兵衛可申候也」と記されているので、このことから大久保長安が江戸を離れる8月20日より前であるはずなので、8月13日付が正しいと考えられる。

(注3) 文末には「委細者本多弥八郎・大久保十兵衛可申候」と記されているので、このことから大久保長安が江戸を離れる8月20日より前であるはずなので、この書状の8月24日付という点は再検討の余地がある。

▼表2において、徳川秀忠の書状は8月23日付のものしかない。8月23日は秀忠が宇都宮から出陣する前日にあたる。

▼表2において、徳川秀忠は山村良勝・千村良重に対しては書状を出していない。山村良勝・千村良重を遣わして木曾谷の平定、東美濃への侵攻を企図したのは徳川家康であり、その命を受けた大久保長安が具体的な役割を担当した。よって、徳川秀忠は関与していなかった、と考えられる。